

風の松原公舎受水槽清掃業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

秋田県山本地域振興局が管理する山本地区職員住宅「風の松原公舎」に設置している受水槽について、水道法（昭和32年法律第177号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号「以下、建築物衛生法という。」）等に基づき受水槽の清掃等を委託業務として行う。

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月26日（金）までとする。

3 受水槽の設置場所

秋田県能代市字鳥小屋59番20号

4 受水槽の容量等

（1）容量及び槽数

15m³／2層式（中仕切り）

（2）形状及び材質

FRPサンドイッチパネル組立型（株ブリヂストン社製）

（3）給水方式及び利用者数

ポンプ直送方式、24世帯

（4）防錆剤及び滅菌装置の使用の有無

無

（5）建築物の種類及び用途

非特定建築物、共同住宅

5 実施方法

（1）作業に当たっては、厚生労働省で定めている関係法令等を遵守し、事故が発生しないよう適切に実施すること。

（2）槽内の水張り修了後は、法令等の基準に基づき水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

（3）委託期間内に清掃・水質検査から報告書作成まで完了させること。

なお、清掃作業日については事前に委託者の職員と打合せしてから実施すること。

6 委託業務従事者

作業に従事する者は、建築物衛生法施行規則第28条第4号及び5号に定める要件に該当する講習会等を修了した者であること。

7 水質検査の再委託

（1）4（2）に基づく水質検査を再委託する場合は、事前に書面を提出し契約担当者の承認を得ること。

（2）再委託等の相手方は、建築物衛生法第12条の2第1項第4号に定める建築物における飲料水の水質検査を行う事業の登録を受けた者であること。

8 提出書類

（1）契約締結後速やかに提出する書類

① 従事者名簿

委託業務に従事する者の氏名を記載した書面（様式任意）

② 再委託承認

再委託をする場合は相手方の商号・名称、代表者職氏名、業務内容及び金額を記載した書面を事前に提出（様式任意）

(2) 作業終了後速やかに提出する書類

① 作業報告書

作業内容や残留塩素含有率等の必要事項を記載した報告書（様式任意）

② 作業写真

槽の掃除実施前後の状況がわかる写真

③ 水質検査（検査項目数16）

水道法第4条の規定による水質基準との適合状況について分かる書面（様式任意）

(3) 委託業務完了後速やかに提出する書類

完了届（様式任意）

9 その他

この仕様書に定めのない事項又は委託業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者の職員へ協議すること。